

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(1)

目 次

規 則

○富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則

1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第18号

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則

富山県温泉法施行規則（平成12年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。）の次に「の施行に関し、法」を加え、「の施行に関し、法」を削る。

第4条第1項第5号中「省令第1条の2第10号の規定により作成した」を「省令第6条第2項第4号に規定する」に改める。

第5条の5第3号中「第3条第1項第5号」を「省令第1条の2第10号」に、「書類の」を「掘削時災害防止規程の」に、「当該書類」を「当該規程」に改め、同条第4号中「第4条第1項第5号に規定する書類」を「省令第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程」に、「当該書類」を「当該規程」に改める。

第6条第1項第5号中「第3条第1項第5号」を「省令第1条の2第10号」に、「書類の記載事項」を「掘削時災害防止規程」に改め、同項第6号中「第4条第1項第5号に規定する書類の記載事項」を「省令第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程」に改める。

第9条第3号中「第8条第4号」を「省令第1条の2第9号」に改める。

第11条の10第4号を次のように改める。

(4) 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

第11条の11第5号中「第11条の3第1項第7号」を「省令第6条の3第1項第10号」に、「書類の記載事項」を「採取時災害防止規程」に改める。

第21条中「、正副2通とし」を削り、「装置を」を「装置」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第18条から第20条までの規定により知事に提出する書類は、温泉成分分析を行う施設の所在地を管轄する厚生センターを経由するものとする。ただし、温泉成分分析を行う施設の所在地が富山市の区域内にあるものは、直接知事に提出するものとする。

3 前2項の書類の提出部数は、厚生センター又は富山市を経由するものにあつては正副2通、直接知事に提出するものにあつては1通とする。

様式第2号の備考の(5)、様式第4号の5の備考の(4)及び様式第5号の備考の1の(6)中「第1条の2第10号の規定により作成した」を「第6条第2項第4号に規定する」に改める。

様式第12号の11の備考の1の(5)中「法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面の記載事項」を「温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定（「装置を」を「装置」に改める部分を除く。）及び同条に2項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)